

岩手県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 10 月 17 日

岩手県議会議長 渡 辺 幸 貫

岩手県議会規則第 1 号

岩手県議会会議規則の一部を改正する規則

岩手県議会会議規則（昭和 31 年岩手県議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(議員の派遣)</p> <p>第114条の2 法第100条第12項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(議員の派遣)</p> <p>第114条の2 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。</p> <p>2 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。